

香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃のお知らせ

香川労働局

「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」を次のとおり改正し、平成21年3月25日から実施することになりましたのでお知らせいたします。委託者は、この最低工賃額以上の工賃を家内労働者に支払わなければならない。

1 適用する範囲

香川県内で手袋製造業又はソックスカパー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者。

2 最低工賃額

この最低工賃額は、家内労働者が実際に受け取る最低の額です。

最低工賃額は、品目、規格及び工程の区分に応じ次のとおりです。

(1) 縫製の業務

品目	規格			最低工賃額	
	素材	形状	作業部位		
繊維製 縫手 縫袋	婦人用（作業用方式のものを除く。） 紳士用（作業用方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 665円
				すそ	10双につき 70円
				おも、親指及びはぎ	10双につき 685円
皮革 手袋	婦人用 （縫いばなしのものに限る。）	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 1,500円
				へり	10双につき 465円
	紳士用 （縫いばなしのものに限る。）		横開き、二本飾りで、かつ、片まちのもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 1,300円
				へり	10双につき 440円
ゴルフ用手袋	皮革 合成皮革		おも、親指及びはぎ	10枚につき	825円
				10枚につき	770円

備考 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

品目	規格		工程	最低工賃額	
	素材	形状			
繊維縫製手袋 （作業用手袋方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき 180円	
皮革手袋	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	婦人用	10双につき 350円
				紳士用	10双につき 335円

備考 上記金額には、光熱費を含む。

(3) ソックスカパーの手編みによる縁飾り（ゴム付きを含む。）の業務

縁飾りの種類	規格		最低工賃額
	糸の種類	形状	
玉編み	アルリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき 350円

① 家内労働手帳の交付と記入

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等をその都度記入しなければならない。

② 工賃の支払い

工賃は、納品された日から1月以内（工賃締切日を定めている場合は、その日から1月以内）に現金で全額支払わなければならない。また、この最低工賃額に満たない工賃しか家内労働者に支払わなかった場合には、罰則を適用されることがあります。

お問い合わせ先 香川労働局貸金室（電話 087-811-8919）

最寄りの労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137

（この最低工賃を、家内労働者に周知して下さい。）